警備員教育の時間数一覧表

根拠：警備業法　第21条第2項　警備業法施行規則　第38条　　○：免除

警備員の経歴、能力等の区分		教育時間数				
		新任教育			現任教育（年度毎）	
		基本教育	業務別教育	実地教育の上限	基本教育	業務別教育
警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者、若しくは1級検定の合格証明書の交付を受けている警備員	当該資格者証若しくは当該合格証明書に係る警備業務に従事させる場合	○	○	—	○	○
	当該資格者証若しくは当該合格証明書に係る警備業務以外に従事させる場合	○	10時間以上	5時間	○	6時間以上
	経験者(注1)で当該資格者証若しくは当該合格証明書に係る警備業務以外に従事させる場合	○	3時間以上	2時間	○	6時間以上
2級検定の合格証明書の交付を受けている警備員	当該合格証明書に係る警備業務に従事させる場合	○	○	—	○	6時間以上
	当該合格証明書に係る警備業務以外に従事させる場合	○	10時間以上	5時間	○	6時間以上
	経験者(注1)で当該合格証明書に係る警備業務以外に従事させる場合	○	3時間以上	2時間	○	6時間以上
機械警備業務管理者有資格者	機械警備業務に従事させる場合	10時間以上	○	—	10時間以上	
	経験者(注1)で機械警備業務に従事させる場合	3時間以上	○	—	10時間以上	
	元警察官(注2)で機械警備業務に従事させる場合	3時間以上	○	—	10時間以上	
	合格証明書又は警備員指導教育責任者資格者証(1号を除く)の交付を受けている警備員で機械警備業務に従事させる場合	○	○	—	○	6時間以上
経験者(注1)で当該警備業務に従事させる場合		7時間以上		2時間 (注３)	10時間以上	
経験者(注1)で当該警備業務以外に従事させる場合		13時間以上		5時間 (注３)	10時間以上	
元警察官(注2)		13時間以上		5時間 (注３)	10時間以上	
一般の警備員		20時間以上		5時間 (注３)	10時間以上	

(注1)「経験者」とは、最近3年間に当該警備業務に従事した期間が通算して1年以上の警備員を指す。

(注2)「元警察官」とは、警察官の職にあった期間が通算して1年以上の警備員を指す。

(注3)　新任教育として基本教育及び業務別教育を行う場合については、各社によって基本教育及び業務別教育の時間数の比率を決めることになる。この場合において、業務別教育の時間数を2で除した時間数又は上表の( )内の時間数のいずれか少ない時間数を超えない時間数については実地教育によることができる。なお、当該時間数に30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、３０分未満の端数があるときは切り捨てる。